

# 平成22年度税制改正の概要

文部科学省の税制改正要望により、次のような優遇措置が講じられることになりました。

## 寄附税制の拡大

個人が行った特定公益増進法人等の一定の法人への寄附金について、適用下限額が5000円から2000円に引き下げられました。これにより、寄附金の額が年間合計で2000円を超えれば減税の対象となります。今回の寄附税制の拡大により、少額寄附の増加が見込まれ、一層の寄附の広がりが期待されます。

## 高等学校等就学支援金の支給に伴う非課税措置等

高等学校等就学支援金については非課税とするなど、高等学校等に係る授業料の実質無償化に対応した税制上の措置を講ずることとなりました。

また、高校の実質無償化に伴い、16歳から18歳までの特定扶養親族に対する控除の上乗せ部分（所得税・25万円、住民税・12万円）を廃止することとなりました。なお、これらの見直しに伴い、現行よりも負担増となる家計については適切な対応を検討します。

## オリンピックメダリストに対する報奨金を非課税とする 交付団体の対象を拡大

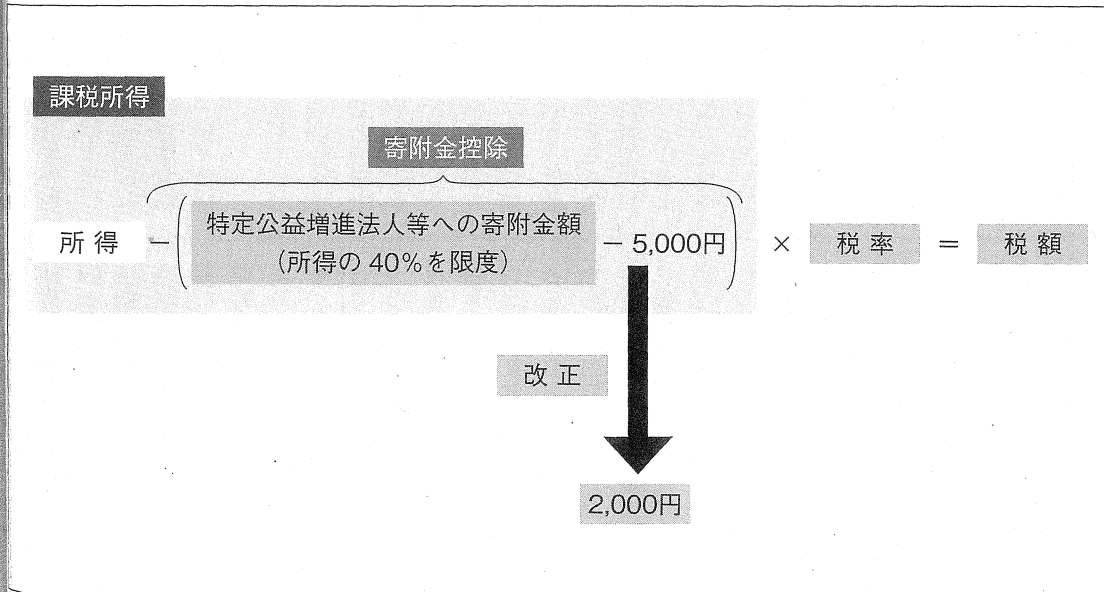
オリンピックメダリストに対する各競技統括団体から交付される金品について、日本オリンピック委員会（JOC）の報奨金と同額（第1位・300万円、第2位・200万円、第3位・100万円）までの部分を非課税とすることとなりました。

## その他

上記の他、①研究開発促進税制については、法人の試験研究費の増加額等に係る税額控除制度の上乗せ措置の2年間の延長、②国立大学法人のPFI事業に係る特例措置については、5年間の延長が認められ（その後廃止）、③公益社団・財団法人が設置する外国人留学生の寄宿舎に係る不動産取得税については、非課税が認められることになりました。

なお、平成22年度文部科学省関係税制改正の詳細については、文部科学省HP（[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kaitei/zeisei/128844.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kaitei/zeisei/128844.htm)）にも記載されています。

## 寄附金控除（所得税）について



文部科学省大臣官房政策課